

# 船舶事故調査報告書

令和3年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月31日 06時08分ごろ
発生場所	長崎県長崎市長崎港第2区 長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台から真方位052°1.3海里付近 (概位 北緯32°43.3 東経129°51.0 )
事故の概要	プレジャーボート <small>クリアウォーター</small> CLEARWATERは、漂泊中、また、遊漁船三喜丸 <small>みき丸</small> は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート CLEARWATER、5.4トン 235-52933長崎、医療法人中村眼科 B 遊漁船 三喜丸、4.89トン NS3-57503（漁船登録番号）個人所有 第292-12078号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷外板中央部に亀裂及び擦過傷、操舵室右舷側に亀裂及び剥離 B 右舷船首部に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北西方に向けて漂泊中、右舷船尾側で立って釣りをしていた船長Aが、A船に向けて航行するB船を認め、用事があって近づいて来ていると思い、釣りを続けていたところ、速力を落とさずに接近して来るので身を乗り出して両手を大きく振ったが、A船の右舷中央部にB船の右舷船首部が衝突した。 船長Aは、衝突の約5分前にB船を認めた際、前方を見ないで航行しているかもしれないと考えて、衝突を避けるための措置を採ればよかったと本事故後に思った。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、長崎港口に向けて約12ノットの対地速力で南西進中、船長Bが、早朝であり長崎港内で釣りをしている船はいないと思い、タブレットを操作していたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、漂泊中、船長Aが、A船に向けて航行するB船を認めた際、用事があって近づいて来ていると思い、釣りを続けたことから、

	<p>B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、船長Bが、早朝であり長崎港内で釣りをしている船はいないと思い、タブレットを操作しながら航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が南西進中、船長Aが、A船に向けて航行するB船を認めた際、用事があった近づく来ていると思い、釣りを続け、また、船長Bが、早朝であり長崎港内で釣りをしている船はいないと思い、タブレットを操作しながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は操船に専念し、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・漂流中、接近する他船を認めた際、避航する様子が見られない場合、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>